

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者 : _____ 様

医療法人社団 創生会

花憩庵指定居宅介護支援事業所

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0197-42-5001) (月～金曜日 9:00～17:00)

担当 介護支援専門員 _____

管理責任者 _____

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地及びサービス提供地域

事業所名	花憩庵指定居宅介護支援事業所
所在地	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦46番地1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (0312510522)
サービスを提供する実施地域※	金ヶ崎町、奥州市、北上市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員 2名 (管理者1名、常勤1名)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで

※ (土曜・日曜・祝祭日・12月30日～1月3日は休業)

緊急時は24時間連絡可能です。

3. 運営方針

- (1) 事業は、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 事業は、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境に応じて、ご利用者様の意向を尊重し、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう調整いたします。
- (3) 事業の提供に当たっては、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に、不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

5. 居宅介護支援サービス割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利

用状況は別紙「居宅介護支援サービス割合等説明書」のとおりです。

6. 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料（ケアプラン作成料）は1ヶ月当たり次表のとおりです。なお、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合は、ご利用者様の自己負担はありません。

ア) 居宅介護支援費（I）

居宅介護支援（i） (取扱件数が45件未満)	要介護1、2	10, 860円
	要介護3、4、5	14, 110円
居宅介護支援（ii） (取扱件数が45件以上60件未満)	要介護1、2	5, 440円
	要介護3、4、5	7, 040円

※ 45件以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費（ii）を算定します。

イ) 減算

当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。

特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

事業所と同一建物の利用者は、上記金額の95/100となります。

ウ) 加算料金

項目名	料金	算定単位
初回加算	3, 000円	1月につき
入院時情報連携加算（I） (入院した日のうちに情報を提供する)	2, 500円	1月につき
入院時情報連携加算（II） (3日以内に情報を提供する)	2, 000円	1月につき
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携1回	4, 500円
	連携2回	6, 000円
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携1回	6, 000円
	連携2回	7, 500円
	連携3回	9, 000円
通院時情報連携加算	500円	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 000円	1回につき (月2回限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4, 000円	1月につき

（2）交通費

ご利用者様の居宅が、サービスを提供する実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|-------|
| ア) 事業所から、片道概ね 15 キロメートル未満 | 500 円 |
| イ) 事業所から、片道概ね 15 キロメートル以上 | 700 円 |

(3) 解約料

いつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

7. その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

①その他（交通費）の費用が発生した場合の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

②上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日までにご利用者様あてにお届けします。

(2) 支払方法

利用料等のお支払いは、原則、ご利用者様指定口座からの自動振替となります。

口座振替日は、毎月 27 日となります。（27 日が休日の場合は翌営業日）

※口座振込、現金でのお支払いについては事業所にご相談ください。

8. 入院時のお願い

(1) 病院等に入院しなければならない場合には、担当する介護支援専門員又は管理者にご連絡ください。

(2) 病院等に入院しなければならない場合には、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

9. サービスの終了

(1) ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出ください、いつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- 要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援 1・2 と認定された場合
- ご利用者様自身がお亡くなりになった場合

(4) その他

ご利用者様又はご家族様が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

10. 事故発生時の対応

(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- 虐待防止に関する担当者 所長
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 個人情報の保護

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご利用者様の有する問題や解決すべき課題に対応するサービス担当者会議等において、情報を共有するために個人情報を用いることを、本契約をもって同意とみなします。

14. 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご家族様から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員又は管理者までお申し出ください。

- (2) その他の窓口

当事業所以外に県・国保連・市町村の介護保険担当課に苦情を伝えることができま

す。

【県・国保連】

①岩手県保健福祉部 019-629-5435 (長寿社会課)

②岩手県国民健康保険団体連合会 019-604-6700 (介護保険課)

【当事業所がサービスを提供する実施地域の市町村】

③金ケ崎町 0197-44-4560 (保健福祉センター)

④奥州市 0197-24-2111 (代表)

⑤北上市 0197-64-2111 (代表)

16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 当法人の概要

法人種別・名称 医療法人社団 創生会

所在地・電話 岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳27番地1

理事長 上田 雅道 電話 0197-24-4148

事業内容 ① 医療法人社団創生会おとめがわ病院

② 水沢老人保健施設興生園

③ 興生園介護サービスセンター

④ 花憩庵クリニック

⑤ 花憩庵デイケアセンター

⑥ 花憩庵訪問看護ステーション

⑦ 花憩庵訪問介護センター

⑧ 花憩庵指定居宅介護支援事業所

⑨ 住宅型有料老人ホーム花憩庵

※岩手県内の事業のみ表示

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

ご利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、ご利用者様自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ご利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、ご利用者様にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がご利用者様の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後にご利用者様等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、ご利用者様に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、ご利用者様から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、ご利用者様から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合の利用料について

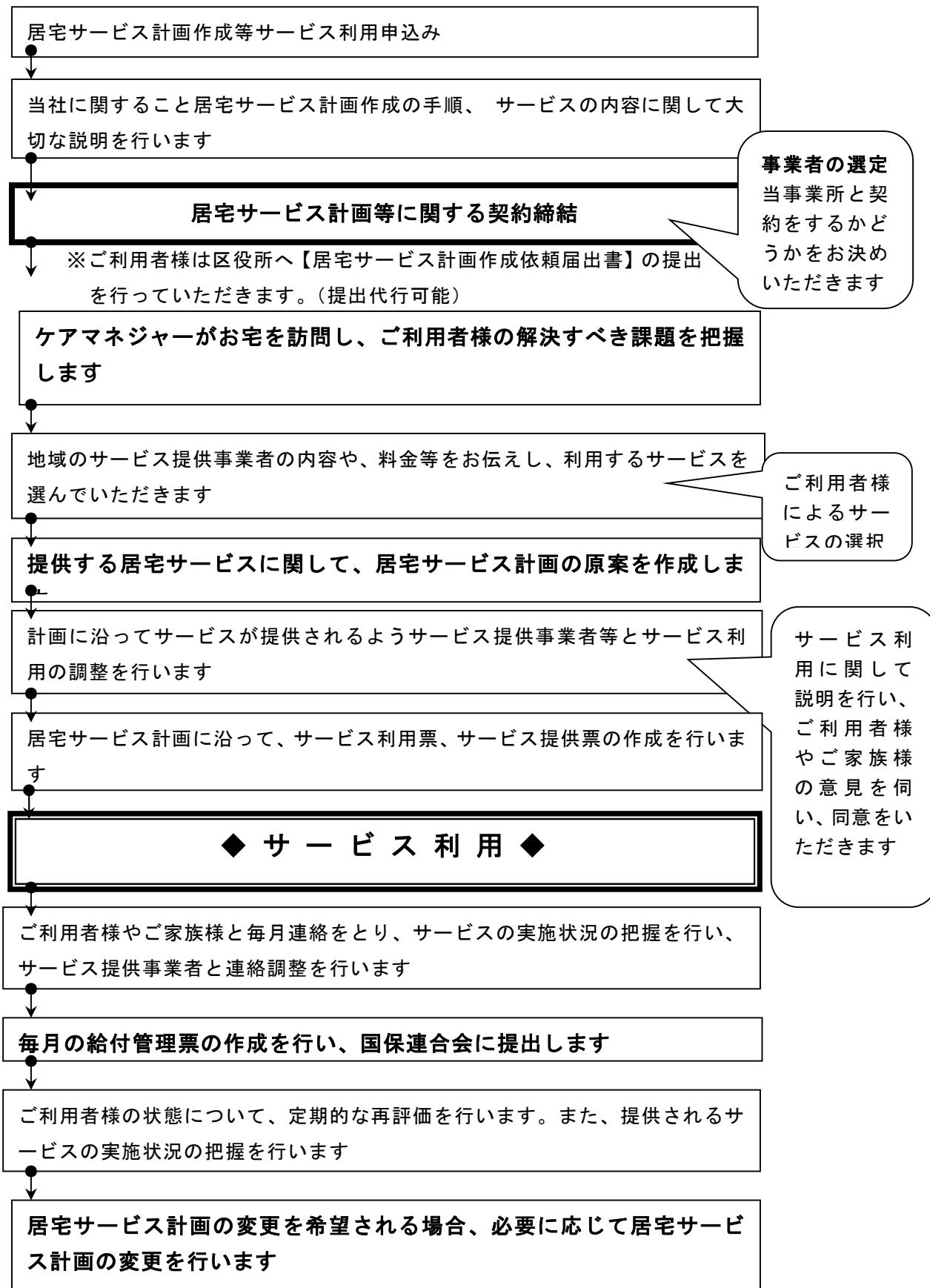
要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は利用料をいただきません。なお、要支援となった場合は、地域包括支援センターの取り扱いとなります。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、ご利用者様は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的にご利用者様にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をご利用者様においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦46番地1

名 称 花憩庵指定居宅介護支援事業所

説明者 氏 名 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

ご利用者様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印